

議第32号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

別表第1の4備考1中「病院（」を削り，「を含む。）」を「及び桃陽病院」に改める。

別表第1の9備考中「，京都市立病院長」を削る。

附 則

この条例は，平成23年4月1日から施行する。

提案理由

病院事業の廃止に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。